

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年4月21日)

## 【件名】

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の対応について  
(子育て王国課)・・・1
- 2 子育て支援員の配置状況及び保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況について  
(子育て王国課)・・・3
- 3 第2回米子児童相談所施設内虐待事案に係る検証チーム会議結果について  
(家庭支援課)・・・5



## 新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和2年4月21日  
子育て王国課  
総合教育推進課

国において新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに伴い、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画における県内発生期などの放課後児童クラブ等の対応基準を改訂しましたので報告いたします。

### 記

#### 1 放課後児童クラブ

##### (1) 施設内発生期（陽性確定）

###### ①児童や職員において1人でも陽性が確定した場合

陽性が確定した児童や職員は陰性が確定するまでの間、利用停止や休暇とし、当該放課後児童クラブについては、原則として14日間の閉所を要請する。

###### ②児童や職員の家族などの同居人において陽性が確定した場合

同居人と最後に濃厚接触した日から起算して14日間、当該児童の利用自粛や職員の自宅待機を要請する。

##### (2) 感染拡大警戒期

感染拡大の防止のために必要がある場合には、未発生の放課後児童クラブを含めて生活圈や通学等の状況等を勘案して設定する一定の区域内にある全クラブの閉所を要請する。ただし、学校等においても受入れが困難な場合で、利用停止後14日間の健康状態を観察し、かぜ様及び新型コロナウイルス様の症状が認められない児童については、市町村において代替施設での受け入れも含めて柔軟に対応する

※本県に緊急事態宣言がされた場合の対応

- ・鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画等に基づき、施設の使用制限の要請を行う。
- ・保育所については、自宅での監護が困難な幼児の合同保育等の代替策について、あらかじめ市町村と調整する。放課後児童クラブも同様の扱いとする。

#### 2 保育施設（保育所、認定こども園等）

##### (1) 施設内発生（陽性確定）

上記の放課後児童クラブと同様の扱いとする。

※当該保育施設が休園している場合、例えば医療従事者や社会機能維持のために就業継続が必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な保護者の入所児童については、当該入所児童の状況を十分に把握した上で、継続して自園での保育ができるよう必要な措置を講じる。

##### (2) 感染拡大警戒期

感染拡大の防止のために必要がある場合には、地域の感染状況を踏まえつつ、未発生の園を含めて休園を要請する。ただし、自園での保育が困難な場合で休園後14日間の健康状態を観察し、かぜ様及び新型コロナウイルス様の症状が認められない児童については、市町村が指定する保育施設で受け入れるものとする。また、市町村域を超えて利用調整を行う必要がある場合には、県は、関係市町村との調整を行う。

※幼稚園については、学校保健安全法の規程により、設置者の判断で休園することができるが、保育が必要な児童については、保育所等と同様な配慮を求める。

### 3 私立中学校・高等学校・専修学校・各種学校、大学等

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画に基づき、緊急事態宣言が出された日以降に、当該宣言対象地域から入学・転校等してくる生徒等について、当該地域に居住していた日の翌日から起算して14日間の出席停止とすることを要請するとともに、県立学校から発出された以下の通知内容について情報提供し、適切な対応を依頼した。

#### <県立学校での対応>

##### (1) 生徒を出席停止とする場合の対応

緊急事態宣言対象地域から入学・転校等してくる生徒を出席停止とする場合は、家庭学習用プリントの配布やICTを活用するなど、自宅での学習機会を確保すること。

##### (2) 感染者が20人以上発生している都道府県からの転校等による生徒への対応

以下の点を確認の上、問題がなければ通常の教育活動を実施できるものとする。

- ・当該児童生徒に咳や発熱等の症状がないなど、健康観察をしっかりと実施していること。
- ・家族に感染者との濃厚接触者がいないこと。
- ・来鳥（帰鳥）までの行動履歴を把握、確認されていること。

# 子育て支援員の配置状況及び保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況について

令和2年4月21日

子育て王国課

平成27年度より県で認定している子育て支援員の配置状況及び平成27年6月から特例で可能としている保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況について、各市町村を通じて調査を実施し、その結果を取りまとめましたので報告します。

## 1 調査の概要

調査対象：県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童クラブ等

調査時点：令和2年3月

調査内容：子育て支援員の配置人数、保育所・認定こども園における配置基準に係る弾力化の実施状況

## 2 調査結果（令和2年3月1日時点）

### (1) 子育て支援員の配置状況

336人の子育て支援員が、県内の保育所等において保育や子育て支援分野の各事業に従事している。うち142人は弾力化により配置基準上、保育士・保育教諭とみなしている。

(単位：人)

施設区分	R1	H30	H29	H28
保育所・認定こども園	213	158	98	44
地域型保育事業所	16	10	10	3
放課後児童クラブ	64	56	56	60
ファミリー・サポート・センター	13	4	9	12
一時預かり事業	5	7	4	7
地域子育て支援拠点事業	14	24	21	4
利用者支援事業	11	8	5	12
社会的養護施設	0	0	0	1
合計	336	267	203	143

### (2) 保育士等の配置基準の弾力化の実施状況について

県内の保育所・認定こども園（全191施設）のうち、87施設で保育士等の配置基準の弾力化を実施している。

子育て支援員142人を含め、小学校教諭免許状保有者など206人が保育士・保育教諭とみなされて保育に従事している。

	R1	H30	H29	H28
実施施設数	87箇所	61箇所	40箇所	19箇所
弾力化実施施設における保育士以外の配置人数	206人	145人	77人	30人
子育て支援員	142人	97人	56人	14人
常勤で1年以上の従事経験者	39人	20人	10人	12人
幼稚園教諭免許状保有者	17人	19人	8人	—
小学校教諭免許状保有者	4人	3人	1人	3人
養護教諭免許状保有者	4人	6人	2人	1人

### <実施施設の状況>

- ・支援員による配置で夕方のシフトが柔軟に組むことができ、他職員の負担軽減になっている。
- ・保育士が安心して休みが取れるようになり、職員の元気に繋がっている。

<参考>

3 子育て支援員研修の概要

(1) 目的

地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を平成27年度より創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

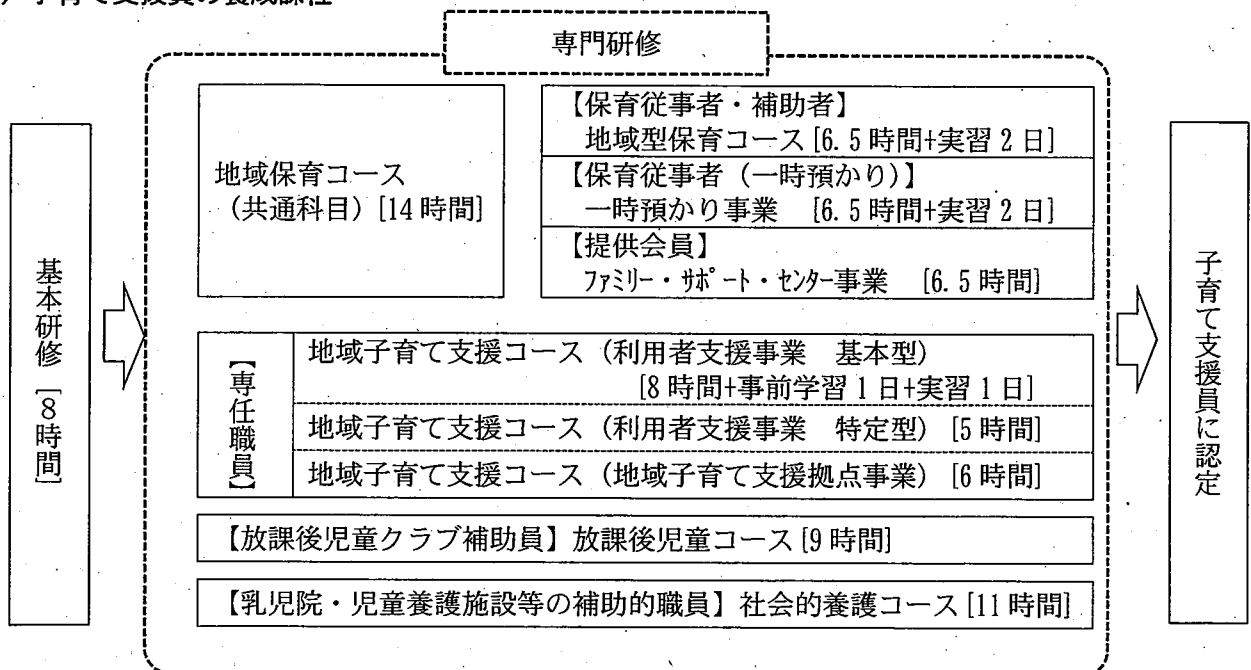
(2) 研修修了者数

(単位：人)

区分		従事する主な施設	H27	H28	H29	H30	R1	合計
受講者数			115	140	217	352	257	472
主な専門研修内訳 (※)	地域型保育コース	保育所・認定こども園	38	90	179	148	113	307
	一時預かり事業	一時預かりを行う保育所等	31	24	12	24	13	67
	放課後児童コース	放課後児童クラブ	24	70	59	72	41	153

※専門研修は複数受講可能。

(3) 子育て支援員の養成課程



(4) 今年度の研修スケジュール (予定)

<前期コース>

6月 基本研修

7月 専門研修：地域保育コース (共通科目、地域型保育)、地域子育て支援コース

9月 専門研修：地域保育コース (一時預かり事業※実習別途)

<後期コース>

10月 基本研修、専門研修：地域保育コース (共通科目、地域型保育)、放課後児童コース

11月 専門研修：地域保育コース (ファミリー・サポート・センター事業)

12月 専門研修：社会的養護コース

## 第2回米子児童相談所施設内虐待事案に係る検証チーム会議結果について

令和2年4月21日  
行政監察・法人指導課  
家庭支援課

3月19日に第2回米子児童相談所施設内虐待事案に係る検証チーム会議を開催しましたので、会議の概要について報告します。

### 記

#### 1 発生要因について

##### ○夜間指導員の採用・育成上の要因と一時保護の長期化

- ・米子児相の夜間指導員については、質を維持するための適切な研修やミーティングによる育成・指導が行われていなかった。(中央児相、倉吉児相では研修やミーティングが行われている。)
- ・令和元年度は米子児相において長期間の一時保護のケースが生じていた。

##### ○組織体制上の要因(3児相共通)

- ・平成18年度以降、児童虐待の件数が増加していく中、日中の相談業務に優先して正職員を配置し、一時保護所の宿直業務を非常勤の夜間指導員に切り替えた結果、夜間の保護体制が手薄となっていた。

##### ○子どもの権利擁護上の要因(3児相共通)

- ・子どもが虐待の兆候等を信頼できる大人に伝えるシステムが機能していなかった。
- ・「子どもの権利ノート」はあるが、近年見直しも行われず、活用されていなかった。

#### 2 再発防止策について

##### ○児童相談所の夜間2名体制

- ・夜間2名体制を整えることをきちんと報告書に入れてほしい。
- ・職員が疲れては良いケアができない。ローテーションがきつくならないように検討してほしい。  
→4月から中央児相、倉吉児相を含めて正職員+夜間指導員の体制とした。

##### ○夜間指導員の資質の確保(採用方法等の検討、研修・指導の充実)

- ・不適合者を排除するだけでなく、児相や家裁調査官の退職者など、適格者を得る努力をしてほしい。
- ・OJTや研修を充実し、採用した職員をどう育てていくかを対策の一つの柱にすべき。

##### ○子ども権利擁護の充実

- ・大学や一時保護を経験した人に協力してもらい、「子どもの権利ノート」を作り直してはどうか。
- ・権利擁護について求められるシステムを考案してほしい。

##### ○長期に渡る一時保護ケースへの対応

- ・夜間指導員と子どもとの関係が煮詰まらないよう、保護期間を短縮する可能性があれば方策を検討すべき(委託一時保護の活用等)。

#### 3 公表時期について

- ・刑事事件として立件されており、確定よりも前に早期発表すれば色々な問題が発生する。
- ・被害児童を特定される恐れがあることなど被害児童への影響を踏まえた対応が必要。
- ・本事案における公表時期について、特に問題はなかったと思う。
- ・公表は、事案の特徴に合わせて行わなければいけないので、こういう日程になるだろうと思う。

#### 【参考】検証チーム調査員

分野	所属	氏名
弁護士	米子東町法律事務所、子どもの人権広場代表世話人	安田 寿朗
児童養護施設等関係者	児童養護施設 鳥取こども学園園長	田中 佳代子
学識経験者(児童福祉)	鳥取短期大学幼児教育保育学科准教授	菅田 理一
保護者	鳥取県PTA協議会 副会長	荒瀧 美由紀

